

# 施設経営情報

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会  
社会福祉施設経営相談室  
TEL 076(432)6219  
FAX 076(432)6532

令和2年2月20日 No.143

## 《今年4月1日から中小企業も、時間外労働の上限規制が改正されます》

労働基準法第32条で、① 使用者は労働者に休憩時間を除き1週間に40時間を超えて労働させてはならない、② 休憩時間を除き1日8時間を超えて労働させてはならない、と規定されています。

また、労働基準法第35条で使用者は労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならないと規定されていますが、「臨時的特別の事情があって、労使合意する場合（特別条項）がある場合でも、新・労働基準法第36条各項の順守」が必要です。

### 1. 限度時間（労働基準法第36条2項4号、同条4項）

(1) 対象期間における1日、1箇月及び1年のそれぞれの期間について、労働時間を延長して労働させる時間又は労働させる休日の日数を協定することが必要です。（同上2項4号）

(2) 1箇月について45時間及び1年について360時間（第32条の4第1項第2号の対象期間として、3箇月を超える期間を定めて労働させる場合は1箇月について42時間及び1年について320時間）となります。（同条4項）

### 2. 労働時間を延長して労働させる必要がある場合（同条5項）

当該事業場における通常予見することの出来ない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に労働させる必要がある場合において労働時間を延長して労働させることができます。

#### (1) 100時間未満（同条5項、同条2項第4号）

2項第4号で協定した時間を含め1年を通して常に時間外労働と休日労働の合計は100時間未満の範囲内になります。

#### (2) 720時間以内（同条5項、同条2項第4号）

2項第4号で協定した時間を含め時間外労働は、年720時間以内になります。

#### (3) 年6カ月限度（同条5項）

時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6箇月が限度になります。

#### (4) 80時間以内（同条6項3号）

時間外労働と休日労働の合計は、複数月（2箇月平均、3箇月平均、4箇月平均、5箇月平均、6箇月平均）のすべてが、80時間以内になります。

### 3. 新・協定様式

新・協定様式については、2020年4月1日以降の期間を定めた、「時間外労働及び休日労働に関する協定届（36協定）」提出の際から適用されます。

36協定届の記載例（特別条項）についての詳細は、下記を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf>

《詳細については、お近くの監督署でご確認ください。》

## 法人・施設経営の様々な問題にお答えします

### 社会福祉施設経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士、公認会計士・税理士、社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

相談内容は**秘密を厳守**しており、相談は**無料**です。

富山県社会福祉協議会ホームページにある指定の相談票にご記入のうえ、FAXにてご相談ください。

電話による相談も対応いたします。また、内容により専門経営指導員と連絡をとり対応いたします。

月曜～金曜（祝祭日、年末年始休）9時～17時

TEL 076-432-6219

FAX 076-432-6532

富山県社会福祉協議会ホームページ⇒『福祉サービスの向上』⇒『福祉施設の相談』⇒『相談票』

# 施設経営のQ&A

法人運営、労務管理、会計・税務、法律相談等、専門指導員が的確なアドバイスで応援します。

## 社会福祉法人の法人税（2）

Q

当法人は収益事業を営んでいないので、法人税は課税されないと考えてよろしいですか。

A

確かに社会福祉法人は法人税法上の収益事業を営んでいなければ、法人税は課税されません。

ただし、実は社会福祉法上と法人税法上とともに「収益事業」という用語があるのですが、その概念はイコールではありません。

社会福祉法上は第2条に「社会福祉事業」が定義され、それとは別に第26条に社会福祉法人は「公益事業」「収益事業」を行うことができることとされています。

一方、法人税法上は法人税法第4条第1項において、公益法人等は「収益事業」を行う場合に限り納税義務者となるとされています。なお、この場合の「収益事業」とは、法人税法において収益事業として定める34事業のいずれかを継続して事業場を設けて行うものをいいます。

そのため、社会福祉法上の「収益事業」と法人税法上の「収益事業」の関係がよく問題になりますが、結論的には、「両者の関係性はない」と考えるのが一番わかりやすいと思われれます。社会福祉法上の事業区分のそれぞれと、法人税法上の「収益・非収益事業」の組合せはほぼすべてのケースが考えられるため、それぞれの関係性を定義づける事が不可能だからです。

実務上は、「社会福祉法上の収益事業のみが法人税法上の収益事業である」などこの2つの「収益事業」の概念を混同して考えてしまうケースが多いので留意が必要です。

上記の通り、法人税申告義務は社会福祉法上の収益事業の概念にとらわれず、あくまで法人税法上の収益事業に該当するか否かで判断する必要があります。

## 安全配慮上の留意点

Q

今年4月1日から、中小企業でも時間外労働の上限規制が改正されますが、使用者が、労働者に対しての、安全配慮上の留意すべき点は？

A

労働基準法第93条では、労働契約と就業規則との関係については、労働契約法第12条で、就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約のその部分は無効となっています。（無効になった部分は、就業規則で定める基準によると規定されている。）

また、労働契約法第5条で、「使用者は、労働契約に伴い（労働契約に特段の根拠規定がないときも、労働契約の付随的業務を負うことを規定。）、労働者がその生命、身体等の安全（生命、身体等の安全には、心身の健康も含まれるとされています。）を確保しつつ労働することが出来るよう、必要な配慮をするものとする。」と規定されています。

このことから、「時間外労働、休日労働に関する協定届」の協定の範囲内であっても、次の点に留意することが必要です。

通常、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する設備、器具等を用いて労働に従事するものであるから、判例では、労働契約の内容として具体的に定めなくても、労働契約に伴い信義則上当然に、使用者は、労働者を危険から保護するよう配慮すべき安全配慮義務を負っているものとされています。また、労働安全衛生法ほかの労働安全衛生関連法からも、事業主は、当然に遵守することが必要になります。

うごき

- ・ 2月27日(木) 社会福祉法人法律問題研修
- ・ 3月4日(水) 社会福祉施設経営指導連絡協議会
- ・ 3月13日(金) 県老人福祉施設協議会総会・デイサービスセンター協議会総会
- ・ 3月16日(水) 富山県社会福祉法人経営者協議会 第4回理事会
- ・ 3月18日(水) 富山県高齢者相談業務担当職員研修会
- ・ 3月23日(月) 富山県社会福祉法人経営青年会 幹事会
- ・ 4月30日(木) 元気とやま福祉・介護職員合同入職式2020

- サンシップとやま 富山県民会館
- サンシップとやま 富山県民会館
- サンシップとやま 富山県民会館
- 富山県民会館